

埼玉県報

号外第 49 号 令和 5 年(2023 年) 12 月 24 日 日曜日

目 次

4	_	
古	刁	ヽ

\sim	ウオ炊の扱利サ	フドエタコンの林山の)解除に関する告示	(太太中人細)
\cup	※ 留守り炒到り	(ひ)移山の景黒り	/脾豚に彫りる百小	(宙性女主味)

告 示

埼玉県告示第千四百九十九号

次 移出を禁止し、 百二号(家畜等 のとおり解除 高病原性鳥イ する。 又は制限する区域のうち、 の移動及び移出の禁止に関する告示)で告示 ンフルエンザのまん延を防止するために令和五年埼玉県告示第千四 移動及び移出を禁止する区域に した家畜等 の移動及び 9 いて、

令和五年十二月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 禁止を解除する家畜等

並 びに 高病原性鳥イ あ ひる、 うずら、 ンフ ル きじ 工 ン だち ザ \mathcal{O} よう、 病 原体 を拡散するおそれ ほろ ほ 3 鳥 及 び七面 がある物品 鳥並 び にその 死体

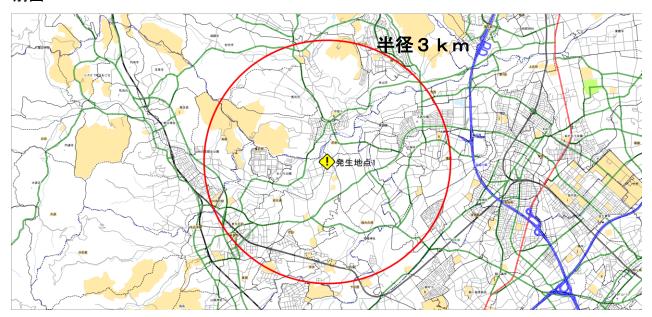
一 禁止を解除する日

令和五年十二月二十四日

三 禁止を解除する区域

伝 ほろほろ鳥及び七面鳥を移動及び移出させてはならない 別図の 染病予防法第十 とおり (農場を中心とする半径三キロ 四条第三項の規定により鶏、 あ メ ひる、う \vdash ル 以内の 旨を指示した区域) ず Ś, 区域に きじ、 ついて家畜 だちょう、

別図



■移動禁止区域は、発生農場から半径3km以内の区域